

福岡県福祉用具専門相談員指定講習事業者指定事務等実施要綱

(目的)

第1条 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第4条第1項第9号の規定による福祉用具専門相談員指定講習事業者（以下「指定事業者」という。）の指定及び福祉用具専門相談員指定講習（以下「指定講習」という。）の実施については、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）、介護保険法施行規則第22条の33第2号の厚生労働大臣が定める講習の内容（平成18年3月厚生労働省告示第269号）及び「福祉用具専門相談員について」（平成18年3月31日老振発第0331011号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(指定事業者の要件)

第2条 指定事業者は、指定講習を適正に実施するため、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 次に掲げる者でないこと。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）から、その事業活動を支配されている者
- イ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ウ 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号。以下「条例」という。）第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反した者で、条例第23条第1項の規定により、条例第22条の勧告に従わなかった旨を公表された日から起算して2年を経過しないもの
- エ 条例第25条第1項第3号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しないもの
- オ その役員等のうちに、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がある法人

カ その役員等のうちに、条例第 15 条第 2 項、第 17 条の 3、第 19 条第 2 項又は第 20 条第 2 項の規定に違反した者で、条例第 23 条第 1 項の規定により、条例第 22 条の勧告に従わなかった旨を公表された日から起算して 2 年を経過しないものがある法人

キ その役員等のうちに、条例第 25 条第 1 項第 3 号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しないものがある法人

- (2) 指定講習事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務能力及び指定講習事業の安定的運営に必要な財政基盤を有すること。
- (3) 指定講習事業の経理が、他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等、指定講習事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (4) 指定講習事業の運営上知り得た受講者に係る秘密の保持について、十分な措置がなされていること。
- (5) 令、規則及びこの要綱で定める申請、届出、報告等の書類を適切に提出すること。

(指定の有効期間)

第 3 条 指定の有効期間は、指定の日から 3 年間とする。ただし、最初の指定の有効期間は、指定の日から 3 年経過後最初の 3 月 31 日までとする。

(指定講習の要件)

第 4 条 指定事業者は、次に掲げる要件を満たして指定講習を実施しなければならない。

- (1) 毎年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。以下同じ。） 1 回以上、別紙 1 に定める講習課程の内容により開催すること。
- (2) 講師に関して、次の要件を全て満たしていること。
 - ア 別紙 2 の要件を満たす適切な人材が確保されていること。
 - イ 一の指定講習について 3 人以上の講師で担当すること。
 - ウ 演習を担当する講師については、講師 1 人につき、受講生がおおむね 50 人を越えない程度の割合で担当すること。
 - エ 病気等の理由により、当日講師が担当できなくなる場合に備え、代替講師の

確保や予備日の設定等を行うこと。

- (3) 修了評価を実施すること。修了評価は、別紙1に定める「到達目標」に沿って、各受講者の知識、技術等の修得度を評価するものとし、1時間程度で筆記の方法により実施すること。なお、修了評価に要する時間は、指定講習の時間数に含めないこと。
- (4) 修了評価の難易度は、「列挙できる（知っているレベル）」、「概説できる（一通りの概要を説明できるレベル）」とすること。なお、知識、技術の修得が十分でない場合には、必要に応じて補習等を行い、到達目標に達するように努めること。
- (5) 受講希望者及び受講者に指定講習の内容を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした運営規程を定め、公開すること。

ア 開講目的

イ 講習の名称

ウ 講習の実施場所

エ 講習期間

オ 講習課程

カ 講師氏名

キ 修了評価の実施方法

ク 講習修了の認定方法及び欠席した場合の取扱い

ケ 年間の開講時期

コ 受講手続

サ 受講料（補講等を含む。）等受講に際し必要な費用の額

- (6) 受講者の募集は、指定講習の開催までに適切な期間をおいて公募により行うものとし、一定の団体等に所属する者に限定して募集してはならないこと。また、希望者には指定講習の見学等を実施すること。
- (7) 次の事項について募集案内に記載すること等により、受講希望者に対して周知を行うこと。

ア 令第4条第1項第1号から第8号までに定める有資格者については、指定講習を受講しなくても、福祉用具専門相談員として指定福祉用具貸与事業所及び指定特定福祉用具販売事業所並びに指定介護予防福祉用具貸与事業所及び指定特定介護予防福祉用具販売事業所で勤務することが可能であること。

イ 受講料等受講に際し必要な費用の額及び支払った後の返還の可否等金銭の

収受に関すること。

ウ その他指定講習の内容に関する重要事項

- (7) 別紙1に定める講習課程については、原則として14日以内で実施することとし、地域の実情等により14日以内で実施できない場合は、2か月以内で実施すること。ただし、これによることが困難な特別の事情があり、一の指定講習の課程としての継続性が認められる場合は、この限りではない。
- (8) 受講料等の額は、講師謝金、会場使用料等の実費を勘案した適切な額であること。

(指定の申請)

第5条 指定事業者の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、初回の指定講習の受講者の募集を開始しようとする日の60日前までに、福岡県福祉用具専門相談員指定講習事業者指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、知事に申請しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 運営規程
- (3) 講習課程
- (4) 講師一覧表
- (5) 講師履歴書
- (6) 収支予算書
- (7) 財政計画書（2年間）
- (8) 定款その他の基本約款
- (9) 登記事項証明書
- (10) 年間事業計画表
- (11) 時間割表
- (12) 講師の保有する資格等の証明書
- (13) 講師の承諾書
- (14) 講習を行う事業所の設置者の承諾書
- (15) 講習を行う事業所の平面図及び利用計画
- (16) 申請者の前年度の決算書
- (17) 申請者の概要及び資産状況に関する資料

- (18) 受講料等の設定方法及び改定方法
- (19) 募集案内等受講希望者に提示する書類

(指定更新の申請)

第6条 指定の更新を受けようとする指定事業者は、福岡県福祉用具専門相談員指定講習事業者指定更新申請書（様式第3号）に、5の(1)から(19)に掲げる書類を添付して、指定の有効期間が満了する60日前までに知事に提出しなければならない。

(変更の届出)

第7条 指定事業者は、指定事業者又は指定講習に関する事項について変更があったときには、福岡県福祉用具専門相談員指定講習事業者変更事項届出書（様式第4号）に関係書類を添えて、当該変更のあった日から10日以内に、知事に提出しなければならない。

(指定講習事業の廃止又は休止の届出)

第8条 指定事業者は、指定講習事業を廃止し、又は休止するときは、事前に申出の上、福岡県福祉用具専門相談員指定講習事業廃止・休止届出書（様式第5号）を廃止又は休止後10日以内に知事に提出しなければならない。

(指定講習事業の再開の届出)

第9条 指定事業者は、休止している指定講習事業を再開しようとするときは、福祉用具専門相談員指定講習事業者再開届出書（様式第6号）に次の書類を添えて受講者の募集を開始する1か月前までに知事に提出しなければならない。

- (1) 運営規程
- (2) 講習課程
- (3) 講師一覧表
- (4) 講師履歴書
- (5) 収支予算書
- (6) 財政計画書（2年間）
- (7) 年間事業計画表
- (8) 時間割表

- (9) 講師の保有する資格等の証明書
- (10) 講師承諾書
- (11) 講習を行う事業所の設置者の承諾書
- (12) 講習を行う事業所の平面図及び利用計画
- (13) 受講料の設定方法

(事業計画の提出)

第 10 条 指定事業者は、年度ごとに、福岡県福祉用具専門相談員指定講習事業計画書（様式第 7 号）に次に掲げる書類を添付して、その年度における初回の指定講習の受講者の募集を開始する 1 か月前までに、知事に提出しなければならない。ただし、指定、指定更新又は指定講習事業の再開の年度は、この限りではない。

- (1) 前年度計画との変更内容及び理由
- (2) 運営規程
- (3) 講習課程
- (4) 講師一覧表
- (5) 講師履歴書
- (6) 収支予算書
- (7) 年間事業計画表
- (8) 時間割表
- (9) 講師の保有する資格等の証明書
- (10) 講師承諾書
- (11) 講習を行う事業所の設置者の承諾書
- (12) 講習を行う事業所の平面図及び利用計画
- (13) 募集案内等受講希望者に提示する書類

(実績報告書の提出)

第 11 条 指定事業者は、年度ごとに、福岡県福祉用具専門相談員指定講習事業実績報告書（様式第 8 号）に次に掲げる書類を添付して、当該年度の翌年度の 5 月 31 日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 修了者名簿（様式第 9 号）
- (2) 出席簿

- (3) 講習課程
- (4) 時間割表
- (5) 講師一覧表
- (6) 収支決算書

(修了証明書の交付)

第 12 条 指定事業者は、指定講習の全ての課程を修了した者に対して、規則第 22 条の 32 に定める様式による修了証明書を交付しなければならない。

(福岡県の区域以外での実施)

第 13 条 指定事業者は、福岡県の区域以外で指定講習を実施しようとするときは、次の書類を当該都道府県の知事に提出しなければならない。

- (1) 指定通知書の写し
- (2) 運営規程
- (3) 講習課程
- (4) 年間事業計画表
- (5) 時間割表
- (6) 講師一覧表
- (7) その他当該都道府県の知事が必要と認める書類

(指示)

第 14 条 知事は、指定事業者に対し、その行う指定講習の内容の変更その他指定講習事業の適正な実施のために必要な指示を行うことができる。

(指定等の公表)

第 15 条 知事は、指定事業者の指定を行ったとき又は取り消したときは、その旨を公表する。

(適格講習)

第 16 条 介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 154 号）の施行の際現に指定講習に相当する講習を行っている者として厚生労働大臣の指定を

受けていた者が行った講習は、同政令附則第 18 条第 2 項の適格講習とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

第 2 条 令第 4 条第 1 項第 9 号の規定による指定事業者の指定に関し必要な手続及び指定講習の受講者の募集については、この要綱の施行前においても、この要綱の規定の例により行うことができる。

(福岡県福祉用具指定講習会指定事務等実施要綱の廃止)

第 3 条 福岡県福祉用具指定講習会指定事務等実施要綱（以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

2 前項の規定にかかわらず、旧要綱によりこの要綱の施行日前に開始された指定講習の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この要綱は、令和 7 年 11 月 1 日から施行し、改正後の別紙 1 及び別紙 2 の規定は令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

2 改正前の要綱に基づく講習で令和 8 年 3 月 31 日までに終了するものの取扱いについては、従前の例によることができる。